

第 1 回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

出資団体改革等の推進について
～ 対応状況 ～

(総務部)

令和 5 年 8 月 2 日 (水)

1 出資団体等の設立状況について

(1) 出資団体等の定義（「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」第2条）

- ① 県が出資を行っているすべての法人（＝出資法人）
- ② 県は出資を行っていないが、県が財政的・人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしている一般社団・一般財団法人（＝援助法人：3期連続して収入総額に対する県の財政的援助の割合が4分の1以上かつ県職員の派遣）

(2) 年度別指導対象団体数の推移

- ・ 令和5年7月1日現在、県の指導監督基準の対象となる団体は33団体（財団法人18、社団法人2、特殊法人5、会社法法人8）。うち1団体（(公社)茨城県森林・林業協会）が援助法人
- ・ 平成26年県出資団体等調査特別委員会の提言を受けた平成26年と比較すると、8団体減少
 ※平成26年県出資団体等調査特別委員会において提言された削減目標：平成29年度までに概ね30団体程度
- ・ なお、(社福)茨城県社会福祉事業団については、早期に県に出資金を返還し、自立化を図ることとしている。

■ 年度別指導対象団体数の推移（各年7月1日現在）

（単位：団体）

区分(年)	財団法人	社団法人	特殊法人	会社法法人	計
H13	32	11	7	19	69
H17	29	7	7	17	60
H21	28	5	7	15	55
H26	21	1	6	13	41
H27	21	1	6	12	40
H28	20	1	6	10	37
H29	19	1	6	10	36
H30	19	1	6	10	36
R1	19	1	5	10	35
R2	18	1	5	9	33
R3	18	1	5	9	33
R4	18	2	5	8	33
R5	18	2	5	8	33
R5－H26	△3	1	△1	△5	△8

2 調査特別委員会における提言及び取組状況について

(1) 平成 26 年県出資団体等調査特別委員会

提 言 の 内 容	取 組 状 況
<p>(改革における基本的認識)</p> <p>○ <u>本県財政は依然として厳しい状況にあるため、引き続き、財政の健全化を県出資団体等改革の根本に据えて取り組むべきであり、県出資団体の一般財源依存体質からの早期脱却を目指すべき。</u></p> <p>○ 真に財政再建につながる改革を実行するためには、<u>県出資団体等に限らず、県行政の役割の見直しや事業改善も常に視野に入れ、改革を連動させていくことが重要。</u></p> <p>○ これまでの改革は、<u>経営悪化を把握してから抜本的な対応策に着手するまで、検討に時間をかけすぎであり、スピード感が不足している。</u>県出資団体であれば、<u>それだけで公共性・公益性を有するかのように誤認し、組織の存続自体を重視して、改革を先延ばししたり、県支援を認めたりしてきた。</u>県出資団体が自立した事業体として（自立性、独立採算性）、<u>県の業務を補完・代替し、遂行すること（県行政補完・代替機能性）に公共性・公益性が認められるのであり、認識を改め、抜本改革を推し進めるべき。</u></p> <p>○ 引き続き、<u>人的・財政的関与の縮減に取り組む一方、今後は、出資目的、設立目的を時代に即したものに変わっていくことにより、実質的に県民に役に立つ団体とするよう検討すべき。</u></p>	<p>○ <u>提言を踏まえ、県出資団体への財政的関与の見直しに取り組んでいる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県出資団体への財政的関与の状況 令和 4 年度（決算見込み）：126 億円 対平成 21 年度比△174 億円（△59%） <p>○ <u>第 2 次県総合計画における行財政運営の基本方針『挑戦する県庁』への変革』に基づき、県民本位・積極果敢・選択と集中の 3 つの基本姿勢で出資団体改革等を推進している。</u></p> <p>○ <u>提言を踏まえ、団体の「廃止」や「統合」、「民営化・自立化」に取り組んでいる。</u>また、<u>毎年度の経営評価により、経営の健全化や団体に対する県関与の必要性等について検証を行うとともに、人的・財政的関与の適正化を図るなど、抜本的見直しを推進している。</u> <u>（実績は、3、4 ページのとおり）</u></p> <p>○ <u>毎年度の経営評価において、目的適合性や計画性、効率性などの観点で、県出資団体が行う事務事業の点検評価を実施している。</u>今後も時代に即したものとなるよう見直しを推進していく。</p>

提 言 の 内 容	取 組 状 況
<p>○ 事業完了後の状況を追跡し、明確化することが、県出資団体の役割や県関与の必要性を判断する上での重要な分岐点になるため、<u>団体の行っている事業の成果を明確にすべき。</u></p> <p>○ <u>民間と競合する事業については、県関与の廃止を基本とし、事業の廃止や県出資の引揚げ、民間譲渡などにより順次整理していくべき。</u></p> <p>○ <u>出資団体の改革に当たっては、県財政が依然として厳しい状況にある中で、問題を先送りすることなく、適時適切な判断により「廃止」や「統合」「民営化・自立化」に向けた抜本的な見直しを進めるべき。</u></p> <p>○ 特に、債務超過に陥り、今後経営改善の見通しが立たない団体については、早期に抜本的な対応策を検討すべき。</p> <p>(削減目標と実績)</p> <p>○ <u>県出資団体数については、指導対象団体数を可能な限り削減することとし、平成26年度現在の41団体を、平成29年度までには概ね30団体程度にするよう、目標達成に向けて最大限の努力をすべき。</u></p>	<p>○ <u>経営評価により団体の役割や県関与の必要性等について検証を行っているほか、改革工程表により改革の進行管理と事業の成果の明確化に努めている。経営評価結果や改革工程表は、議会に報告するとともに、県ホームページで公表している。</u></p> <p>○ <u>提言を踏まえ、団体の廃止や統合、人的・財政的関与の縮減など、出資団体改革を推進している。</u></p> <p><u><団体数>令和5年7月1日現在：33団体 (H26比△8)</u> (内訳)</p> <p>【団体の廃止、統合・合併】 △6団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)グリーンふるさと振興機構 : 廃止 (H28.3) ・(株)いばらきIT人材開発センター : 廃止 (H28.6) ・(株)いばらき森林サービス : 廃止 (R2.3) ・茨城県漁業信用基金協会 : 合併 (H31.4) ・(公財)茨城県企業公社 : 合併 (R2.7) ・(公財)茨城県中小企業振興公社 : 合併 (R2.8) <p>【民営化・自立化】 △4団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日立埠頭(株) : 県保有株式の譲渡 (H27.3) ・筑波都市整備(株) : 県保有株式の譲渡 (H28.4) ・(公財)つくば文化振興財団 : 県関与の見直し (H29.4) ・茨城放送(株) : 県保有株式の譲渡 (R4.3) <p>【設立】 1団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構 : (R2.4) <p>【援助法人】 1団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公社)茨城県森林・林業協会 : (R4.4)

提 言 の 内 容	取 組 状 況												
<p>○ <u>県出資団体への人的関与については、県派遣職員を平成 21 年度現在の 261 名から、早期に 2 分の 1 程度に削減するとともに、これを上回ることをしないよう努めるべき。</u></p> <p>○ <u>財政的関与については、引き続き自立経営を行っている営利法人への出資金を引揚げるとともに、今後とも、公社対策分を除く補助金・委託料・貸付金（平成 21 年度合計額約 300 億円）が 150 億円程度を上回ることをしないよう努めるべき。</u></p> <p>（あらゆる機会を利用した削減の推進）</p> <p>○ <u>損失補償及び債務保証の対象となっている債務残高の削減に努めさせ、追加借入れを許さないよう常に限度額を見直すことは当然である。</u></p> <p>（経営改善）</p> <p>○ 累積損失を抱える県出資団体については、改革工程表の進行管理を徹底し、財務基盤の強化や経営の健全化を図るべき。</p> <p>○ 事務事業の必要性や効率性については、常に再点検するとともに、定員管理の適正化や人件費の削減など、業務運営の一層の簡素・合理化を図るべき。</p> <p>○ 県出資団体の経営状況や県による支援内容等については、県民へ積極的に情報開示し説明責任を果たすべき。</p>	<p><人的関与の削減></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県派遣職員数は、令和 5 年 7 月 1 日現在 110 人（△151 人）。平成 21 年度の 2 分の 1 以下となっている。</u> <p><財政的関与の削減></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>補助金・委託料・貸付金の合計額は、令和 4 年度（決算見込み）で 126 億円（△59%）。150 億円以下となっている。</u> ＊公社対策は平成 25 年度で終了。なお、委託料は公共工業団地造成費等を除く。 <p>○ <u>損失補償等の限度額について必要な見直しを実施し、債務残高の削減に努めている。</u></p> <p>■ 損失補償等の限度額と債務残高 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1155 775 2029 951"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>限度額</th> <th>債務残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度末 (A)</td> <td>30,195</td> <td>2,424</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度末 (B)</td> <td>21,531</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>(B) - (A)</td> <td>△8,664</td> <td>△2,230</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 改革工程表が財務基盤の強化等に資するものであるかを毎年度精査するとともに、目標の変更が生じた場合にはこれを明記するなど、改革工程表の適正性を確保しながら進行管理に取り組んでいる。</p> <p>○ 毎年度の経営評価において、目的適合性や計画性、効率性などの観点で、県出資団体が行う事務事業の点検評価を実施している。今後も業務運営の一層の簡素・合理化を図っていく。</p> <p>○ 県出資団体の決算状況や支援状況などを記載した経営評価結果について、議会に報告するとともに、県ホームページで公表するなど、積極的な情報開示に努めている。</p>	年度	限度額	債務残高	平成 26 年度末 (A)	30,195	2,424	令和 4 年度末 (B)	21,531	194	(B) - (A)	△8,664	△2,230
年度	限度額	債務残高											
平成 26 年度末 (A)	30,195	2,424											
令和 4 年度末 (B)	21,531	194											
(B) - (A)	△8,664	△2,230											

提 言 の 内 容	取 組 状 況
<p>(経営責任の明確化)</p> <p>○ 県出資団体は、独立した事業主体として自己責任原則の下、<u>事業運営の責任体制の明確化を図るべき。</u></p> <p>○ 県出資団体の運営や経営に係る情報は、不利益な情報であっても開示し、責任の所在を明確にすべき。</p>	<p>○ 法人の責任体制の明確化や意思決定の迅速化を図るため、<u>知事・副知事の代表兼職を必要最低限に抑制。</u>また、<u>可能な限り経営責任者の常勤化を図り、改革工程表による経営目標の達成度を検証・評価し、経営責任の明確化を図っている。</u></p> <p>・知事、副知事の代表兼職：7団体(令和5年7月1日現在)</p> <p>○ 経営評価や改革工程表により目標の達成度を検証し、その結果を議会に報告するとともに、県ホームページで公表している。</p>

(2) 令和4年変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会

提 言 の 内 容	取 組 状 況
<p>(出資団体改革)</p> <p>○ 時代が大きく変化する中、県の政策展開を加速させるためにも、<u>出資団体を戦略的に活用していく必要がある。</u></p> <p>新たな総合計画が目指す将来像の実現に向けて、<u>県が掲げる政策実現の担い手として、出資団体が果たす役割や政策・施策への関わりを明確に示すことが必要である。</u></p> <p>漫然と団体ありきで仕事をつくることや、人的・財政的支援をするのではなく、現在の県政との関連からその役割を見直して「地域振興や県民生活の向上」に向けた、中長期的な目標を明確に示す必要がある。</p>	<p>○ <u>第2次県総合計画に基づき、社会経済情勢の変化や県民のニーズに的確に対応するため、出資団体の県行政における役割を明確にし、事業の効果や経営状況等を踏まえ、将来を見据えたあり方等の見直しを進めている。</u></p> <p>また、<u>経営評価</u>において、目的適合性や計画性、効率性などの観点で、<u>出資団体が行う事務事業の点検評価を実施</u>するなど、出資団体の事業が効率的かつ効果的に実施できるよう、人的及び財政的関与の適正化を図っている。</p>

提 言 の 内 容	取 組 状 況
<p>○ 経営評価において将来展望を評価する項目を設ける等、出資団体が取り組むべき課題や目標についての評価も必要である。</p> <p>○ 引き続き県派遣職員を必要最小限とするよう、人的関与の縮減を原則とする一方で、県及び出資団体の活性化につなげるため、必要に応じて県から若手職員を派遣する等、多様な知識やスキルを持つ人材育成に取り組んでいく必要がある。</p> <p>○ <u>出資団体のデジタル化の推進</u>について、業務効率化と県民サービスの向上につながるよう、県が指導力を発揮すべきである。</p>	<p>○ 令和4年度の経営評価から、評価書に「今後の事業展開の方向」に加え、「法人の将来展望」を追加した。</p> <p>○ 毎年度の経営評価により、団体に対する県関与の必要性等について検証を行い、人的関与の適正化を図っている。 また、県としても、県庁外での業務経験は職員の能力向上や意識改革につながることから、その推進の一環として、必要に応じ派遣している。 ・県派遣職員数（令和5年7月1日現在）：110人</p> <p>○ <u>茨城県公社等連絡協議会の研修会や経営評価の機会等を通じ、出資団体に対しデジタル化への取組について働きかけている。</u></p>

3 県の指導監督状況について

(1) 「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」(平成15年制定)に基づく指導監督

当該条例に基づき出資法人等の組織や財務運営、情報公開の推進等に関し、必要に応じて助言等を行うほか、毎会計年度終了後に事業の実施状況、経営状況等に関して法人自ら評価を行い、その結果を審査の上、評価結果に応じた適切な指導を行っている。

<経営評価結果の公表スケジュール>

- ・議会への報告：経営評価結果（前年度の決算状況）を第1回定例会に報告
- ・県ホームページでの公表：第1回定例会への報告後に公表

(2) 「出資法人等指導監督基準」(平成11年制定)に基づく指導監督

当該基準に基づき、出資法人等の設立の趣旨に沿った適正な運営が確保されるよう、事務事業の管理に関する事、組織・人事の管理に関する事、財務管理に関する事等の基本的事項について、事前協議・報告徴収・実地検査による指導監督を行っている。

(3) 「茨城県出資団体等経営改善専門委員会」(平成14年設置)からの意見聴取

「茨城県出資団体等経営改善専門委員会設置要綱」に基づき、外部の有識者で組織する委員会を設置し、出資団体等の運営やあり方の見直しなどについて提言を受け、その具体的対応策等が速やかに講じられるよう指導を行っている。

(4) 「改革工程表」に基づく改革の推進

平成17年に設置された県出資団体等調査特別委員会の提言を受け、改革等が必要と判断した法人（精査団体等）に対して改革工程表を作成させ、毎年度の目標が達成できるよう進行管理上の課題等について助言・指導を行うとともに、議会への報告や県ホームページでの公表を行っている。

<改革工程表の公表スケジュール>

- ・議会への報告：改革工程表の進行状況（前年度実績等）を第2回定例会に報告
- ・県ホームページでの公表：第2回定例会への報告後に公表

4 取組の方向性について（第2次県総合計画「出資団体改革の推進」（令和4年3月策定））

- 出資団体が効率的かつ効果的に運営され、その結果、地域の振興及び県民生活の向上を促進し、県民が更なる「豊かさ」を享受できるよう、出資団体改革を着実に推進。
- また、推進にあたっては、出資団体等調査特別委員会や変革期をリードする茨城づくり調査特別委員会の提言等を踏まえ、改革工程表の進行管理等により、計画的に実施。

【出資団体のあり方の見直し】

- ・ 社会経済情勢の変化や県民のニーズに的確に対応するため、出資団体の県行政における役割を明確にし、事業の効果や経営状況等を踏まえ、将来を見据えたあり方等の見直しを進める。

【経営健全化の推進】

- ・ 経営評価による指導や改革工程表（保有土地等）の進行管理の徹底等を図ることにより、出資団体の経営の健全化を推進。また、法人情報について県民に分かりやすく公開。

【自立的な経営の推進】

- ・ 出資団体は、経営の結果責任を十分認識し、自立的な経営を推進するとともに、県は、出資団体の事業が効率的かつ効果的に実施できるよう、人的及び財政的関与の適正化。また、出資団体におけるデジタル技術の活用を促進することにより、県民サービスの向上。